

枚方市杉中学校PTA規約改定（案）

改定前	改定後	改定内容
第3章 方針 第4条 この会は、教育を本旨とする民間団体として、次の方針に従います。 1. <u>本会</u>は、他の団体又は機関の支配や干渉は受けません。 3. 特定の政党や宗教を<u>支持したり</u>、又営利を目的とする行為は行いません。 第4章 会員及び賛助会員 第5条 この会の会員及び賛助会員となることができる者。 1. 会員は本校に在席する生徒の保護者。 2. 賛助会員は、本校に勤務する教職員、卒業生の保護者、近隣在住の者。 第6条 会員は、すべて平等の権利と義務を有します	第3章 方針 第4条 この会は、教育を本旨とする民間団体として、次の方針に従います。 1. <u>この会</u>は、他の団体又は機関の支配や干渉は受けません。 3. 特定の政党や宗教の<u>支持</u>、又営利を目的とする行為は行いません。 第4章 会員及び賛助会員 第5条 この会の会員及び賛助会員となることができる者。 1. 会員は本校に在席する生徒の保護者。 2. 賛助会員は、本校に勤務する教職員、卒業生の保護者、近隣在住の者。 第6条 <u>1. 前条の資格を有するものうち、入会を希望する者は入会届をこの会宛てに書面にて意思表示をしなければなりません</u> <u>2. 退会を希望する者は退会届をこの会宛てに書面にて意思表示をしなければなりません</u> 第7条 会員は、すべて平等の権利と義務を有します	「本会」と「この会」の混同あり。 頻度の高い「この会」に統一 「したり」文言の削除 規約改正後加入同意書を配布予定 第6条新設により、第7条に変更

第5章 経理 <u>第7条</u> 1. この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって行います。 2. 会費は<u>一家庭月額200円</u>とします。 3. 賛助会員の会費は徴収<u>しない</u>。 <u>第8条</u> この会の会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わります。 第6章 本部役員及び顧問 <u>第9条</u>この会の本部役員は、次の通りです。 1. 会 長 1名 保護者から選ぶ 2. 副会長 <u>2～3名</u> 保護者から選ぶ 3. 書 記 1名 教職員又は保護者から選ぶ 4. 会 計 <u>2名</u> 教職員又は保護者から選ぶ	第5章 経理 <u>第8条</u> 1. この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって行います。 2. 会費は<u>一家庭年額500円</u>とします。(令和8年4月より施行) 3. 賛助会員の会費は徴収<u>しません</u>。 <u>4. 会費は初年度の学校諸費と一緒に徴収を行います。</u> <u>5. 転入や途中の入会希望があった場合はその後の学校諸費もしくは別の形で会費の徴収を行います。</u> <u>6. 年度途中での転出や退会があった場合、会費の返金はいたしません。</u> <u>第9条</u> この会の会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わります。 第6章 本部役員及び顧問 <u>第10条</u>この会の本部役員は、次の通りです。 1. 会 長 1名 保護者から選ぶ 2. 副会長 <u>2名</u> 保護者から選ぶ 3. 書 記 1名 教職員又は保護者から選ぶ <u>(副会長の兼任可)</u> 4. 会 計 <u>1～2名</u> 教職員又は保護者から選ぶ	第7条から第8条への変更 会費の金額変更 (年額2400円から500円) 他文章との統一 4. 5. 6. の追加 (会費を年会費にして減らしたため、月額計算が困難であり、返金・徴収作業が負担となるため) 第8条から第9条への変更 第9条から第10条への変更 副会長の人数変更 副会長の兼任を可とする この会の規模縮小と会計活動の変化により人数調整ができるようにする
--	--	---

1. 本部役員の任期は1年とし再選は妨げません。 2. 本部役員と会計監査委員は一家から1名とします。 3. 本部役員は、各役職を兼任することができる。 <u>第10条</u> 本部役員は次の職務を行います。 1. <u>(1) 会長は本会の代表者であり、会務を執行し、総会並びに運営委員会を召集します。</u> <u>(2) 会長は必要に応じて、学年企画を召集することができます。</u> <u>(3) 会長は、各委員を委嘱します。</u> 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行します。 3. 書記はこの会の庶務を担当します。 4. 会計はこの会の会計事務を担当します。 <u>第11条</u> 本会は、顧問をおくことができます。顧問は運営委員会で推薦され本会の諮問に応じます。 第7章 会計監査委員 <u>第12条</u> この会の経費を監査するために、若干名の会計監査委員をおきます。 <u>第13条</u> 会計監査委員は、役員選出に準じて行い総会の承認を受けます。	1. 本部役員の任期は1年とし再選は妨げません。 2. 本部役員と会計監査委員は一家から1名とします。 3. 本部役員は、各役職を兼任することができ、<u>その際の本部人数は兼任している数でカウントします。</u> <u>第11条</u> 本部役員は次の職務を行います。 1. 会長は本会の代表者であり、会務を執行し、総会並びに運営委員会を召集します。 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行します。<u>又推薦委員長を兼任します。</u> 3. 書記はこの会の庶務を担当します。 4. 会計はこの会の会計事務を担当します。 <u>5. 本部役員は推薦委員を兼任とします</u> <u>第12条</u> この会は、顧問をおくことができます。顧問は運営委員会で推薦され本会の諮問に応じます。 第7章 会計監査委員 <u>第13条</u> この会の経費を監査するために、若干名の会計監査委員をおきます。 <u>第14条</u> 会計監査委員は、役員選出に準じて行い総会の承認を受けます。	規模縮小できるように融通できるようにする 第10条から第11条への変更 1. (2)(3) 削除により、会長職務の(1)を削除 副会長が推薦委員長兼任することで推薦委員の委員長・副委員長の役職をなくするため 本部役員も推薦委員活動に参加できるようにするため 第11条から第12条への変更 「本会」と「この会」の混同あり。 頻度の高い「この会」に統一 第12条から第13条への変更 第13条から第14条への変更
---	---	--

<u>第14条</u> 会計監査委員は、年2回会計の報告を受け、これを監査し、総会に報告します。 第8章 総会 <u>第15条</u> 総会は、この会の最高決議機関です。 <u>第16条</u> 総会は、定期総会を年2回開き、役員の選出と決算報告の承認並びに予算案及び年間事業計画案の審議、その他重要事項の議決をします。 <u>第17条</u> 総会の成立は、会員（家庭数）の5分の1（委任状を含む）以上とし、議決は出席会員の過半数の同意を必要とします。 <u>第18条</u> 臨時総会は、会長又は会員（家庭数）の5分の1の要求があれば、開くことができます。 第9章 常任委員会 <u>第19条</u> この会は、目的達成のため、次の委員会を常設します。<u>常任委員会</u>は、会長承認の上開くことができ<u>会</u>の決定は出席委員の過半数で行います。	<u>第15条</u> 会計監査委員は、年2回会計の報告を受け、これを監査し、総会に報告します。 第8章 総会 <u>第16条</u> 総会は、この会の最高決議機関です。 <u>第17条</u> 総会は、定期総会を年2回開き、役員の選出と決算報告の承認並びに予算案及び年間事業計画案の審議、その他重要事項の議決をします。 <u>第18条</u> 総会の成立は、会員（家庭数）の5分の1（委任状を含む）以上とし、議決は出席会員の過半数の同意を必要とします。 <u>第19条</u> 臨時総会は、会長又は会員（家庭数）の5分の1の要求があれば、開くことができます。 第9章 <u>運営委員会</u> <u>第20条</u> この会は、目的達成のため、次の委員会を常設します。<u>運営委員会</u>は、会長承認の上開くことができ<u>運営委員会</u>の決定は出席委員の過半数で行います。	第14条から第15条への変更 第15条から第16条への変更 第16条から第17条への変更 第17条から第18条への変更 第18条から第19条への変更 常任委員会を運営委員会に統一 第19条から第20条への変更 常任委員会を運営委員会に統一
---	--	---

<u>第20条</u> 運営委員会は、<u>各委員会</u>の意見を統合調整して本会の目的を達成するため、予算案の作成、行事、事業の企画をし、総会に提出する議案を審議決定します。 委員会の構成は、次の通りとします。 1. 本部役員 2. <u>各専門委員長、副委員長</u> 3. 校長、教頭 4. 各学年担当の先生より最低1名 <u>第21条 専門委員会</u> <u>この会の目的達成のために、必要時</u> <u>応じて専門委員会を設けます。</u> 第12章 細則 第1条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限り、運営委員会が制度改廃の議決をなし、総会に報告しなければなりません。 第2条 <u>本部役員、会計監査委員及び各委員</u>の選出は、次の通りです。 <u>(本部役員、会計監査委員)</u> 1. 本部役員、会計監査委員は、総会において無記名投票により選出します。 但し、候補者が定数を超えない時は、投票を省略し、推薦委員会において推薦された者が承認を受けます。	<u>第21条</u> 運営委員会は、<u>出席委員</u>の意見を統合調整して本会の目的を達成するため、予算案の作成、行事、事業の企画をし、総会に提出する議案を審議決定します。 委員会の構成は、次の通りとします。 1. 本部役員 2. <u>委員</u> 3. 校長、教頭 4. 各学年担当の<u>教員</u>より最低1名 第12章 細則 第1条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限り、運営委員会が制度改廃の議決をなし、総会に報告しなければなりません。 第2条 <u>本部役員・委員</u>の選出は、次の通りです。 <u>(本部役員)</u> 1. 本部役員は、総会において無記名投票により選出します。 但し、候補者が定数を超えない時は、投票を省略し、推薦委員会において推薦された者が承認を受けます。	第20条から第21条への変更 各委員会を第20条の出席委員に統一 委員長・副委員長役員の削除 先生を教員と変更 第21条 専門委員会の実施を削除 本部役員と委員の表記に変更する 会計監査委員をこの項目より削除する
--	---	--

2. <u>本部役員及び会計監査委員候補者は、次の通りとします。</u> <u>(1) 自ら立候補したもの</u> <u>(2) 推薦委員会において指名されたもの</u> <u>(3) その他会員から推薦されたもの</u> 但し、<u>(2)</u>の場合は、本人の承諾を得ておかねばなりません。 <u>(専門委員会)</u> 4. <u>(1) 専門委員会及び必要数の委員、先生若干名によって構成します。</u> <u>(2) 各専門委員会は、書記、会計を置くことができます。</u> <u>(推薦委員会)</u> 5. <u>(1) 推薦委員会は、必要数の委員及び校長先生と教頭先生により構成します。</u>	2. <u>本部役員候補者は、次の通りとします。</u> <u>(1) 自ら立候補したもの</u> <u>(2) 推薦委員会において指名されたもの</u> <u>(3) その他会員から推薦されたもの</u> 但し、<u>(2) (3)</u>の場合は、本人の承諾を得ておかねばなりません。 <u>(委員)</u> 3. <u>委員、教員若干名によって構成します。</u> <u>(1) 委員は推薦に携わる仕事をします。</u> <u>(2) 委員は会計監査に携わる仕事をします。</u> <u>(3) 委員は本部役員に依頼された仕事をします。</u> <u>(推薦委員会)</u> 4. <u>推薦委員会は、本部副会長を長とし、本部役員・委員・校長・教頭により構成します。</u>	<u>(1) (2) (3) 内の数字を半角から全角に変更</u> 自ら立候補以外は本人の承諾がいるため <u>(3)</u> を追加 専門委員を委員に変更 3. が抜けていたため 4. を 3. に変更 専門委員を委員に変更 先生を教員と変更 委員の仕事の内容変更 5. を 4. に変更 推薦委員の構成変更
--	--	--

第3条 役員、委員の<u>辞退</u>基準は、次の通りです。 1. 本部役員（会長、副会長、書記、会計）及び<u>専門委員長、副委員長</u>を一度でも経験した者は<u>辞退届</u>をもって<u>永久的に辞退</u>することができます。 2. <u>副委員長に準ずる役職を一度でも経験した者は辞退届をもって永久的に辞退</u>することができる。 <u>ただし、運営委員会において承認されていること。</u> 3. 生徒一人について、会計監査、専門委員会委員を経験した者。 4. 未就学児がいる者。 5. <u>立候補、抽選等で選出された者で、役員・委員を辞退する場合、後任者は自身で探すこと。</u> 弔事内規 (1) 会員及び生徒が死亡した場合は、弔意金として一万円を支出する。 (2) この他必要がある場合は、本部役員で協議し、対応することができる。但し、緊急やむを得ないと会長が判断した場合は会長の判断で対応することができる。 (3) この内規は、規約細則に準じて改正することができる。	第3条 役員・委員の<u>免除</u>基準は次の通りです。 1. <u>枚方市立杉中学校PTAにおいて、本部役員（会長・副会長・書記・会計）及びそれ相応の役職（委員長・副委員長）を一度でも経験した者は免除届をもって永久的に免除</u>することができます。 2. <u>生徒一人に対し、委員を経験した者</u> 3. <u>妊娠中・未就学児がいる者</u> 4. <u>立候補・抽選で選出された者で本部役員・委員を辞退する場合、再度募集をする、本部役員が兼任できる又は不要と判断した場合は募集をしません。</u>	「、」から「・」に変更 辞退から免除に変更 枚方市立杉中学校PTAを追加記載また今後委員長・副委員長がなくなるため表記の変更 辞退から免除に変更 1. と内容が重なっているため削除 2. が削除されたため数字の変更 文言の変更 2. が削除されたため数字の変更 妊娠中を追加 2. が削除されたため数字の変更 自身にて後任を探すのが大変なため 会費の削減、また会員数の減少が予想されること、また大災害などの際に予算が算出できないため弔事内規は削除とする
--	--	---